〈株式に関する租税〉

金融商品取引契約に関する租税の概要

新規公開株式の募集又は売出しに際して課税はされません。 なお、上場後の株式に係る課税は次のとおりです。

個人のお客様に対する上場株式の課税は、以下によります。

- ・上場株式の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の 対象となります。
- ・上場株式の配当金は、原則として、配当所得として申告分離課税の対象となります。
- ・上場株式の配当、譲渡損益は、他の上場株式等(特定公社債等を含みます。)の利子、配当、 及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用 を受けることができます。

法人のお客様に対する上場株式の課税は、以下によります。

・上場株式の譲渡による利益及び配当金については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に 算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。